

令和6年3月14日

全日静岡速報

公益社団法人 全日本不動産協会静岡県本部
 公益社団法人 不動産保証協会静岡県本部
 一般社団法人 全国不動産協会静岡県本部 (TRA)
 TEL054-285-1208 FAX054-284-0913
 e-mail : info@shizuoka.zennichi.or.jp



発行：広報委員会

従業者に変更があった場合は忘れずに書類をご提出ください!!

宅建業に従事する者（又は従事しなくなった者）に変更があった場合、所轄土木事務所へ届出が必要です。また、協会には土木事務所へ届出した書類の写しを必ず提出してください。

国土交通大臣免許の場合は、従業者の異動がありましたらその都度従業者名簿を協会に提出してください。

従業者名簿に記載されている人数は、令和6年度従事者会費の算出基準となりますので、忘れずにご提出をお願いします。（基準日：令和6年4月1日）

令和5年度中に生じた変更の届出は

令和6年4月5日（金）までに協会へご提出ください。

（送付方法）メール：info@shizuoka.zennichi.or.jp FAX：054-284-0913

《「令和5年度第2回eラーニングによる法定研修会」実施中》
 受講は3月25日（月）までとなります!!

※3/26以降は受講できませんので実施期間内に必ず講義を受けるようお願いします

最新情報は県本部ホームページをチェックお願いします!! →

<https://shizuoka.zennichi.or.jp/>

＜行政からのお知らせ＞

- ・静岡市 【重要】民間賃貸住宅に関するアンケートへのご協力について（お願い）
- ・国土交通省 住宅瑕疵担保履行法 ～R6.3.31基準日の届出手続きのお知らせ～
- ・伊東市 伊東市における限定特定行政庁（建築主事）の廃止について
- ・東海財務局 国有財産の売払いに係る媒介業務のご案内
- ・磐田市 令和5年度第1回一般競争入札による市有地売却について
- ・静岡県 宅地建物取引業に係る媒介報酬の額の遵守等について



＜通達・告知情報＞

- ・【重要】一般保証制度からの重要なお知らせ
- ・宅地建物取引業法施行規則等及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正に伴う書式の改訂について
- ・国土交通省「『宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン』概要資料について」